

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 太陽光発電協会
J P E A 代行申請センター

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)

平成 年 月 日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 認定手続きに係る事項

担当経済産業局	近畿経済産業局
認定日	平成 年 月 日
手続番号	平成 近エネ対認定第 号

2. 発電事業者情報

発電事業者名	
代表者氏名	
住所	京都府 町

3. 設備情報

発電設備区分	A : 太陽光発電設備 (10kW以上)
設備ID	A9
設備名称	
設備の所在地	京都府 町

電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する申込書 (低圧)

■ 同意事項

再生可能エネルギー発電設備にて発電した電力の買取を希望されたお客さま

1. 以下の内容を了承のうえ、貴社に対し、電力系統への再生可能エネルギー発電設備の連系ならびに電力の買取（買取終了）を申し込みます。
 - ・「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」
 - ・「電気設備の技術基準の解釈」
 - ・託送供給約款別冊に定める「系統連系技術要件」
 - ・「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」（以下「契約要綱」という。）
 - ・「個人情報の取扱い」
 2. 以下のいずれかに該当する場合、本申込みは撤回されたものとし、本申込みに基づく貴社との契約が既に成立している場合であっても当然に解除されることに同意します。
 - ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合（認定失効等に関する取扱いについてはこちらをご確認下さい。）
 - ・貴社が契約要綱に基づき算定した工事費負担金を貴社の定める支払期日までに支払わない場合
 - ・「受給開始希望日」を経過してもなお、私が供給開始しない場合
ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除く
 - ・再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると貴社が判断した場合
 3. 本申込みに関して、以下のことも、併せて同意します。
 - ・本申込みを撤回した際に、本申込みの内容の検討等に要した費用を貴社に支払うこと
 - ・本申込みに基づく貴社との契約により受給開始した日から当該契約の廃止日の前日までを除く期間において発生した電力を貴社が無償で受電すること
 - ・電気需給契約に係る低圧電気使用申込書の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受け付けたとしても、再エネ特措法第5条第1項の接続に係る契約の申込みの内容を充足しないとして貴社が取扱うこと
- なお、自動電圧調整機能（AVR）に関して、以下の内容を了承のうえ申し込みます。
- ・太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため、周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないように、太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する機能〔自動電圧調整機能（AVR）〕が組み込まれています。
 - ・太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、自動電圧調整機能（AVR）が動作し太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整し、これにより、一時的に販売電力量（受給電力量）が減少することがあります。
 - ・自動電圧調整機能（AVR）は、電力会社の系統電圧の瞬時的な変動によっても一時的に動作する場合がありますが、これは太陽光発電設備の正常な動作であり、系統電圧の異常や、機器の故障ではありません。
 - ・自動電圧調整機能（AVR）の整定値（電圧上限値）を高く設定する場合、太陽光発電設備の運転状況などにより宅内電圧が設定値まで上昇し、宅内の負荷機器に影響が生じる可能性があります。

例の場合、全部で4ページあります